

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和3年度
計画主体	岩手県滝沢市

滝沢市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名：経済産業部農林課
所在地：滝沢市中鶴飼55番地
電話番号：019-656-6539
FAX番号：019-684-5479
メールアドレス：norin@city.takizawa.iwate.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には（代表）と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、イノシシ、カラス、ハクビシン、タヌキ、キツネ、ニホンジカ、カワウ、アライグマ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	滝沢市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ツキノワグマ	飼料作物（デントコーン等）	2.0ha 1,798千円
	配合飼料	51千円
	ラップサイレイージ	25個 250千円
	その他（トウモロコシ・果樹）	309千円
イノシシ	スイカ	460千円
	サツマイモ	150千円
	メロン	10千円
	水稻	107千円
	ラップサイレイージ	2個 20千円
カラス	スイカ	802千円
ハクビシン	—	若干の被害報告はあるものの、被害算定できない程度
タヌキ	—	令和2年度において被害報告なし
キツネ	—	令和2年度において被害報告なし
ニホンジカ	—	若干の被害報告はあるものの、被害算定できない程度
カワウ	—	令和2年度において被害報告なし
アライグマ	—	令和2年度において被害報告なし

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

ツキノワグマの農作物被害は、市の北部及び西部に集中しており、牛の飼料作物であるデントコーンの被害が顕著である。また、ラップサイレージやバンカーサイロなどの被害の他、配合飼料を狙って牛舎の中に入ってくるという報告も多くなってきており、人的被害も懸念される。

イノシシについては、スイカやサツマイモの食害の他、牧草地などの掘り返しや水田の踏み荒し等の被害額算定が困難な被害が報告されており、今後さらに被害が拡大するものと懸念される。

カラスの農作物被害は広範囲に渡っており、市内全域で見ると多大な被害となる傾向があり、特に果樹への被害が顕著である。

ハクビシンについては、イチゴ等の果樹の食害が確認されているが、現時点での被害量が少なく、農家からの被害報告がなされない場合がある。

タヌキ、キツネについては、トウモロコシなどの食害の他、牛舎内への侵入により、牛への皮膚病等の発生が危惧されている。

ニホンジカについては、水稻や樹木の食害の他、牧草地やリンゴ畠での目撃や被害報告はあるものの、現時点では被害額を算定できない程度あるが、今後被害が増える可能性がある。

カワウについては、今のところ滝沢市内における被害報告はないが、近隣市町の被害状況等から鑑みると、今後被害が発生する可能性もあり、動向を注視していく必要がある。

アライグマについては、農作物被害の報告は今のところないが、目撃及び捕獲の情報があることから、今後被害が発生する可能性もあり、動向を注視していく必要がある。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

ツキノワグマ

指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
被害金額	2,408千円	2,168千円
被害面積	2.0ha	1.8ha

イノシシ

指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
被害金額	747千円	673千円
被害面積	—	—

カラス

指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
被害金額	802千円	721千円
被害面積	—	—

ハクビシン

指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
被害金額	—	—
被害面積	—	—

タヌキ

指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
被害金額	—	—
被害面積	—	—

キツネ

指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
被害金額	—	—
被害面積	—	—

ニホンジカ

指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
被害金額	—	—
被害面積	—	—

カワウ

指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
被害金額	—	—
被害面積	—	—

アライグマ

指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
被害金額	—	—
被害面積	—	—

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>滝沢猟友会に有害鳥獣の捕獲を依頼し、銃器及びわなによる捕獲を実施している。</p> <p>クマわなについては、必要最小限の設置。イノシシ用くくりわなについては、クマ等の誤認捕獲に注意しながら被害発生場所周辺へ設置。カラス檻については、被害が多い地域に常設している。</p> <p>また、鳥類については、市内3農協が滝沢猟友会に対して捕獲に係る費用の補助を行っている。</p>	<p>ツキノワグマによる被害発生場所が増えてきているため、クマわなの使用頻度が多くなり、更新・補修に以前より経費がかかっている。</p> <p>イノシシの被害が拡大しており、わなを設置しての捕獲を進めているが、箱わなへの警戒心や、くくりわなについては誤認捕獲が発生する可能性があることから、設置場所の選定が難しく、思うように捕獲が進んでいない。</p>
防護柵の設置等に関する取組	ツキノワグマやイノシシを主な対象として、電気柵を設置する農業者に対し半額の助成を実施している。（上限6万円）	酪農家は耕地面積が広く、電気柵設置に際して経費が多大となることと、設置方法や設置後の管理によっては、十分な効果が得られない場合がある。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

有害鳥獣の目撃情報を住民に提供するとともに、被害防止対策の周知に努める。
関係機関及び農家等との情報共有体制を強化することにより、迅速な農作物被害の実態把握に努める。
鳥類については、銃器及びわなによる捕獲を継続して実施する。わなによる捕獲については、カラスのみに限る。
獣類については、銃器及びわなによる捕獲を実施するとともに、防護柵設置等の被害防止対策を実施する。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

対象鳥獣の捕獲については、滝沢市が滝沢猟友会に委託し、早期発見及び迅速な捕獲ができるような体制を整備している。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	ツキノワグマ	わなの更新・補修を行う。 狩猟免許講習会等の広報活動を行う。
	イノシシ	わなの設置講習を猟友会と行う。 狩猟免許講習会等の広報活動を行う。
	カラス	捕獲檻の更新・補修を行う。 狩猟免許講習会等の広報活動を行う。
	ハクビシン	
	タヌキ	
	キツネ	
	ニホンジカ	被害状況に応じた効果的なわなや捕獲機材及び防除体制について検討し実施する。 狩猟免許講習会等の広報活動を行う。
	カワウ	
令和5年度	アライグマ	
	ツキノワグマ	わなの更新・補修を行う。 狩猟免許講習会等の広報活動を行う。
	イノシシ	わなの設置講習を猟友会と行う。 狩猟免許講習会等の広報活動を行う。
	カラス	捕獲檻の更新・補修を行う。 狩猟免許講習会等の広報活動を行う。
	ハクビシン	
	タヌキ	
	キツネ	
	ニホンジカ	被害状況に応じた効果的なわなや捕獲機材及び防除体制について検討し実施する。 狩猟免許講習会等の広報活動を行う。
	カワウ	
	アライグマ	

令和6年度	ツキノワグマ	わなの更新・補修を行う。 狩猟免許講習会等の広報活動を行う。
	イノシシ	わなの設置講習を獣友会と行う。 狩猟免許講習会等の広報活動を行う。
	カラス	捕獲檻の更新・補修を行う。 狩猟免許講習会等の広報活動を行う。
	ハクビシン	被害状況に応じた効果的なわなや捕獲機材及び防除体制について検討し実施する。 狩猟免許講習会等の広報活動を行う。
	タヌキ	
	キツネ	
	ニホンジカ	
	カワウ	
	アライグマ	

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

ツキノワグマについては、誘引物の除去や電気柵等による防除を実施したうえで、被害状況に鑑み必要最低限の捕獲を行うこととする。

カラスについては、被害が広範囲に渡っていることから、600羽を目標とする。

イノシシ・ニホンジカ・ハクビシン・タヌキ・キツネ・カワウ・アライグマについては、捕獲計画数は設定せず、生息が確認された地域において積極的に捕獲を実施する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ツキノワグマ	必要最小数（被害防除対策を行った上で、捕獲以外に被害を防止できない場合については捕獲を実施する。）		
カラス	600羽	600羽	600羽
イノシシ	捕獲計画数は設定せず、生息域を確認しながら積極的に捕獲を実施する。		
ハクビシン			
タヌキ			
キツネ			
ニホンジカ			
カワウ			
アライグマ			

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
わな及び銃器による捕獲をおおむね4月から10月まで実施。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	該当なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項
 (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ツキノワグマ			
イノシシ			
ハクビシン	必要に応じて設置する	必要に応じて設置する	必要に応じて設置する
タヌキ			
キツネ			
ニホンジカ			
アライグマ			

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	ツキノワグマ イノシシ カラス ハクビシン タヌキ キツネ ニホンジカ カワウ アライグマ	鳥獣の習性を知る等、被害防止に関する知識の普及を図るため、農家組合の会合等の機会を捉え、啓発活動を実施する。
令和5年度	ツキノワグマ イノシシ カラス ハクビシン タヌキ キツネ ニホンジカ カワウ アライグマ	鳥獣の習性を知る等、被害防止に関する知識の普及を図るため、農家組合の会合等の機会を捉え、啓発活動を実施する。

令和6年度	ツキノワグマ イノシシ カラス ハクビシン タヌキ キツネ ニホンジカ カワウ アライグマ	鳥獣の習性を知る等、被害防止に関する知識の普及を図るため、農家組合の会合等の機会を捉え、啓発活動を実施する。
-------	---	--

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

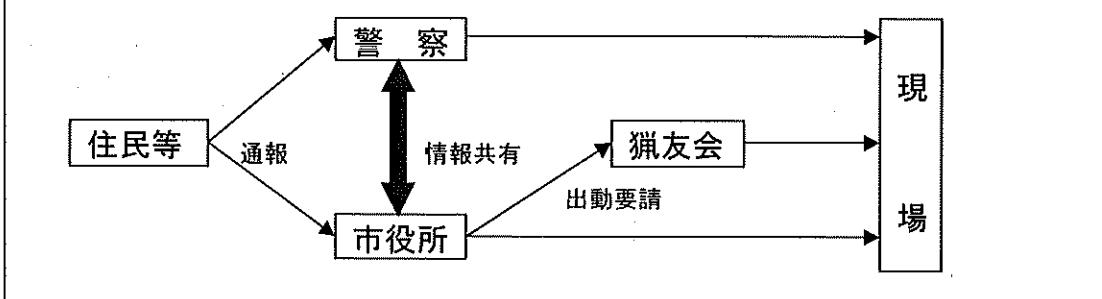
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
盛岡広域振興局保健福祉環境部	有害鳥獣捕獲等に係る許可、指導、助言
盛岡広域振興局農政部	鳥獣被害防止の指導、助言
盛岡西警察署、滝沢中央交番等	住民の生命、身体又は財産の保全
滝沢市	有害鳥獣捕獲等に係る許可、関係機関等との調整、総括
滝沢猟友会	有害鳥獣捕獲の実施及び被害防止活動

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

住民等からの通報があった際には、警察と情報を共有するとともに、猟友会へ出動を依頼し、速やかに現場の確認及び安全の確保を図る。



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則としてゴミ焼却施設へ持ち込むこととし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えない方法で埋設等行う。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

該当なし

(注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。

2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	滝沢市有害鳥獣捕獲協議会 (平成13年6月15日設立)
構成機関の名称	役 割
新岩手農業協同組合 南部営農経済センター	鳥獣による農作物の被害状況等の情報収集及び意見提言等
岩手花平農業協同組合	鳥獣による農作物の被害状況等の情報収集及び意見提言等
岩手中央酪農業協同組合	鳥獣による農作物の被害状況等の情報収集及び意見提言等
滝沢猟友会	有害鳥獣捕獲活動に関する取組と意見提言
滝沢市	滝沢市経済産業部農林課が事務局となり、情報収集、連絡調整、及びその対応

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
滝沢市市民環境部環境課	有害鳥獣捕獲等の許可（権限移譲されている緊急捕獲のツキノワグマを含む）、指導、助言
盛岡広域振興局 保健福祉環境部	有害鳥獣捕獲等の許可（ツキノワグマ）、指導、助言
盛岡広域振興局農政部	鳥獣被害防止総合支援事業等に関する指導・助言
盛岡農業改良 普及センター	有害鳥獣被害対策活動に対する指導、助言
鳥獣保護巡視員	有害鳥獣被害対策活動の監視、指導、助言

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

滝沢獵友会と協議を行いながら、組織化に向けた検討を引き続き行う。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

今後、新たな対象鳥獣の出現や大量発生等により、本計画が現況に適さないと判断されるときは、関係機関と協議しながら計画を見直し、効果的な被害防止に努める。

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣による被害防止のため、行政、農業者団体、自治会等の連携により、地域で被害を防止するという意識の高揚を図るとともに、被害防止に関連する知識や技能の向上を目指し、鳥獣による農作物への被害防止についての普及啓発に努める。

- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。